

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成29年1月19日 06時30分ごろ
発生場所	徳島県吉野川河口付近 徳島津田外防波堤東灯台から真方位010° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 04.7′ 東経134° 37.0′)
事故の概要	押船第三明祐丸は、土運船S-1531と押船列を構成して西進中、のり養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年3月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三明祐丸、19トン 260-42596兵庫、大協海運株式会社 B 土運船 S-1531、全長60.00m（幅14.60m） なし、大協海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時06分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船の船尾部に結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、約1.2ノットの対地速力で吉野川河口付近を西進中、のり養殖施設に進入した。 船長Aは、本事故時、目視により見張りを行っていたが、ふだん目印にしていたのり養殖施設の端部に設置されたブイ（以下「本件ブイ」という。）とその隣のブイを見間違えていたことを本事故後に知った。 船長Aは、本事故当時、GPSプロッター画面に本件ブイの位置を表示させていたが、GPSプロッターの画面を見ていなかった。
分析	A船押船列は、船長Aが、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、本件ブイとその隣のブイを誤認していることに気付かずに航行し、のり養殖施設に進入して同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長Aが、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、本件ブイと別のブイを誤認していること

	に気付かずに航行し、のり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。